

令和2年度
事業計画書

社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会

1 基本方針

人口減少社会を迎え、今後、地域組織の持続への懸念など、近年の社会変化を踏まえ、包括的な支援体制の整備のあり方や「地域共生社会」の実現に向け、社会保障・生活支援の機能強化を早急に推進していかなければなりません。住民一人ひとりの助け合いを基盤に、誰もが安心して暮らし続けられる社会の構築が急がれます。

人口の減少は、労働力不足を生み出し、様々な業種に大きな影響を与え、併せて経済の円滑な活動への大きな妨げとなっています。このことは、地域の中で生活している住民の家庭経済にも大きな影響を及ぼすことになりかねません。生活困窮の問題は、幅広い世代に起きている課題であり、それぞれのケースについて、当社会福祉協議会も福祉相談や貸付事業等を通して対応を致しております。

地域福祉を推進してきた社会福祉協議会の役割は、益々大きく、「協働の中核」として、その時々に対応した機能を発揮できるのか問われています。福祉に関する課題は、複雑多岐にわたることは言うまでもなく、深刻化はますます加速しており、地域課題や要支援者に対してどう対応していくのか包括的な取り組みが必要不可欠であります。

地域で要支援者を支えてきた社会の中で、新たに解決が迫られる問題、課題が多く、縦割りの物的考え方では対応できないのが現状であります。当社会福祉協議会は、行政機関はもとより、福祉団体、地域団体、異業種団体と幅広いつながりを持ち、地域の福祉推進に寄与して参りました。このつながりを生かし、課題を敏感にとらえ、弾力的な考えを持って、支援対応を行って参ります。

今後、当社会福祉協議会においては、公益性、公共性の高い事業・活動を推進していくために、経営の面において、組織としての意思決定、合意形成の強化や事業運営の透明性が不可欠であります。

介護事業を始めとする各種事業についての運営・経営は極めて厳しい状況にあります。適正な運営・経営を目指し取り組んで参ります。

松浦市を始め民生委員・児童委員、自治会、福祉施設、医療機関、公的関係機関との連携を更に密にし、総合的に対応できる体制をこれまで以上に構築する必要があることから、職員個々の資質向上に努めて参ります。

令和2年5月に、本所の移転を行う予定です。当社会福祉協議会においてはそのことに関して遺漏の無いよう手続を進めて参ります。

2 地域福祉活動

近年の自然災害が多発する状況に鑑み、住民の安心、安全のために、災害ボランティアセンターを含む災害時の支援の在り方について、研鑽を積んで参ります。

多様化する生活課題に対し、民生委員・児童委員さんを始め、各関係機関と連携を密にし解決へ向けて支援を行います。

3 各事業の経営・運営

(1) 介護保険、介護予防・日常生活支援総合事業

本所・鷹島支所において「居宅介護支援事業」「通所介護事業」「訪問介護事業」の各事業を実施しております。

県指定の介護事業及び市指定の「介護予防・日常生活支援総合事業」の両事業を併せて行います。

利用者の方に必要とされる、利用者本位のサービス提供を日々努力し、法令を順守したサービスの実施を行います。人材を確保することは困難を極めておりますが、安定した事業経営を目指すと共に、事業所の資質向上に努めて参ります。

(2) 高齢者在宅福祉サービス

福島支所において実施しております独自事業の「配食サービス」につきましては、地域包括ケアシステムの構築には無くてはならない事業と位置付け、生活支援、見守り、日常生活支援の観点から、尚一層の運営努力に努めて参ります。又、鷹島、福島支所において会食型の「高齢者食事サービス」を実施しており、高齢者が集える場を提供することで、閉じこもりの防止、孤独、孤立を防ぎながら、社会参加、見守りに対応した事業であることから、参加者の方をはじめ、地域より好評を得ております。

福島支所実施分については、同町内のボランティアグループの協力を継続して得ており、今後も独自財源を確保し実施して参ります。

独自事業としての福島町内で実施しております「いきいきサロン」は、開催地区を増やすことを目標に更なる推進を目指して参ります。

(3) 高齢者支援事業

市委託事業の通称「いきいきサロン」は、地域での介護予防事業として今後もより多くの参加を呼びかけ、事業の推進を図ります。

「地域包括ケア」の観点から、地域で開催することの意義、重要性は大きく、参加者間のコミュニティーの構築を図り、地域力の維持、向上を目指し、

継続して取り組む必要が大であります。

市地域包括支援センターをはじめ、各関係機関と連携を図りながら、参加者の生活、身体的情報を定期的に把握し、適切な支援につなげることや、効果的な介護予防メニューの導入などで、内容の濃い事業となるよう努めて参ります。

(4) 福祉サービス利用援助事業（長崎県社会福祉協議会委託）

令和元年9月より同事業の委託を受け、本所、福島支所、鷹島支所を事業の拠点として相談、支援等の活動を行っています。従来、平戸市社会福祉協議会が行っていた松浦市在住の方々の支援を引き継いで行っております。今後とも事業担当者のスキルアップを図り、利用者の権利擁護のため適切な支援が行えるよう努めて参ります。

(5) 指定管理事業

「松浦市老人福祉センター」「松浦市高齢者生活福祉センター」「松浦市福島総合運動公園」につきましては、市より指定管理を受け管理・経営を行っております。

鷹島町の松浦市高齢者生活福祉センターにおいては、5年間の指定管理期間を終え、再度5年間の指定管理を受けることになりました。原子力災害時の一時避難場所として、長崎県原子力防災訓練に参加し、非常時の実動訓練を行って参ります。また、「生活支援ハウス」の機能を備えておりますので、入居者の適切な支援に努めて参ります。

志佐町の松浦市老人福祉センターにおいては、移転に伴い指定管理期間を約1年短縮し、新たに5年間の指定管理を受けることになり、令和2年5月には「松浦市市民福祉総合プラザ」へ移転しますので、ニーズに対応したプログラムの編成を行い、適切な管理運営に取り組めます。

福島町の松浦市福島総合運動公園においては、地域住民のスポーツの場、憩いの場、交流の場として利用していただき、継続して利便性の高い施設環境を提供することに努め、適切な管理運営を行います。

(6) 障害福祉サービス事業

障害者自立総合支援法による居宅介護（ホームヘルプサービス）は本所、鷹島支所において実施しております。

このサービスの支援計画は、当法人以外の相談支援事業所が担当することとなっておりますので、市担当課等とも連携を密にし、利用者の方への適切な居宅介護、重度訪問介護、同行援護を行い、自立支援の一助として寄与して参ります。

(7) その他の事務・事業推進

- 生活困窮者自立支援事業への協力
- 福祉相談事業の推進強化
- 県、市福祉資金貸付事業の相談及び事務取扱
- 福祉協力校の指定事業（市内小学校9 中学校7 高校1 計17校）
- 福祉教育支援事業の推進
- 備品貸出事業の推進
- 自治会公園・広場整備事業
- ボランティア活動助成事業
- ボランティア活動保険加入助成事業
- 各福祉団体への活動支援と連携
- 地区社会福祉協議会への活動支援と連携強化
- 広報活動の促進（ホームページ・社協だより発行）
- 情報開示への適切な事務
- 社協会員の推進
- 日本赤十字社会費募集及び事務取扱
- 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動及び事務取扱
- 市民児協の事務取扱及び民生委員・児童委員との連携強化
- 本所移転に伴う付帯事務

※ 関係団体事務受託

日本赤十字社長崎県支部松浦市地区
長崎県共同募金会松浦市支会
松浦市民生委員児童委員協議会